

平成20年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | | |
|-------------|---------------------------|-----|------|-----|--------|
| (1) 用水供給先 | 成田市 | 佐倉市 | 四街道市 | 八街市 | 印西市 |
| | 白井市 | 富里市 | 酒々井町 | 印旛村 | 長門川(企) |
| (2) 年間総給水量 | 18,866,300 m ³ | | | | |
| (3) 1日平均給水量 | 51,688 m ³ | | | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		3,900,513 千円
第1項 営業収益		3,824,173 千円
第2項 営業外収益		76,340 千円
	支	出
第1款 事業費用		3,594,930 千円
第1項 営業費用		3,209,372 千円
第2項 営業外費用		375,558 千円
第3項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 941,034 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 33,204 千円及び過年度分損益勘定留保資金 907,830 千円で補てんするものとする。)。

	収	入
第1款 資本的収入		641,124 千円
第1項 企業債		204,500 千円
第2項 国庫補助金		105,984 千円
第3項 出資金		314,148 千円
第4項 負担金		16,492 千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,582,158 千円
第1項 新設工事費		531,590 千円
第2項 建設改良費		162,121 千円
第3項 企業債償還金		585,128 千円
第4項 年賦償還金		287,248 千円
第5項 国庫補助金返還金		6,071 千円
第6項 予備費		10,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
印東加圧ポンプ場運転管 理業務委託	平成 2 0 年度から 平成 2 2 年度まで	202,251 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給事業	千円 204,500	証書借入	年 4.5 % 以内	財政融資資金及び公営 企業金融公庫資金につ いては、その融資条件 による。その他の資金 については、融資先と 協議して定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 196,691 千円
- (2) 交際費 50 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 資本的支出及び事業費用にあてるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、85,843 千円である。

平成 2 0 年 2 月 1 2 日 提出

印旛都市広域市町村圏事務組合
管理者 高橋 操